

ボランティアとの協働におけるガイドライン

2015年4月1日

一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンター(PBV)の職員、PBVを代表する者は、以下のガイドラインに沿って、ボランティアとの協働に努める。

1. ボランティアとの協働における理念と目的

1-1. ボランティアの位置づけ

ボランティアは、自主的・自発的な意思に基づいて、PBVの活動に参加する個人である。

1-2. ボランティアとの協働における原則

PBVが掲げる目的や活動を実施していくに当たり、ボランティアは欠かすことのできない重要な担い手である。協働する上で、以下を基本原則とする。

- ①一人ひとりの個性や自由意志を尊重する。
- ②ボランティア自らが社会づくりの当事者であることを尊重し、その主体的な参加を大切にする。
- ③社会が多様な個人や文化で成り立っていることを受容し、個人や集団の間に存在する多様性を受け止め、活動に活かす。
- ④異なる主体が課題を共有し、対話を通じて共感を生み出し、共に考え行動を起こしていく協働の場づくりを促進する。

2. 倫理基準

2-1. 利益の尊重

常にボランティアとボランティアを求める人・組織のそれぞれの利益を尊重し、特定の個人、集団の不利になるような行為をしない。

2-2. 秘密の保持

ボランティアとボランティアを求める人・組織、及びその関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は業務を退いた後も同様とする

2-3. 個人情報保護

業務を通じて知り得た個人情報を本人の同意のうえで活用することとし、漏洩することのないよう、その取り扱いには最大限の注意を払う。ピースボートグループのコンプライアンスプログラムに従う。

2-4. 説明責任

すべての関係者に対し、必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現により提供する

説明責任を果たす

2-5. 権利擁護

受益者の権利、ボランティアの権利、ボランティアを求める人、組織の権利のいずれも侵害されることのないよう、その擁護に努める。

3. 遵守事項

3-1. 説明責任

活動に参加するボランティアに対し、別途定める「ピースボート災害ボランティアセンター ボランティア規約」に基づいて説明を行い、必要な書類の提出を受ける。

3-2. 安全管理

活動中に発生したボランティアの事故、けが、病気などについては、別途定める「ピースボート災害ボランティアセンター ボランティア規約」に則り、自己責任とするが、PBV 職員としてボランティアの安全管理には十分な配慮を行う。

以上